自然公園内県営公園施設指定管理者選定委員会 議事要旨

1. 委員会の開催状況

- 第1回選定委員会 平成29年6月12日(月) 13:00~14:30
- 第2回選定委員会 平成29年9月 1日(金) 9:00~12:00

2. 審議内容

【第1回指定管理者選定委員会】

- (1)委員長の選任
 - ・委員の互選により、委員長が選任された。
- (2) 公表基準について
 - ・公表基準について確認がなされ、選定結果及び選定委員の職名及び氏名について 公表することとされた。
- (3)募集要領及び募集方法について
 - ・募集要領案及び募集方法案について審議が行われた。
 - ・事業者へのヒアリングについては、応募状況により実施の要否を決定することと された。
- (4) 審査について
 - 審査基準案及び配点案について審議が行われた。

【第2回指定管理者選定委員会】

- (1)審査の進め方について
 - ・指定管理施設、指定管理候補者の概要及び申請書に対する質問·回答について説明後、審査票による採点・総合評価、審議のうえ候補者を選定することが確認された。
- (2)審査
- 〇雲仙公園テニスコート
 - (1)事務局からの指定管理施設及び申請者の概要の説明

- ②採点•審議
 - ・別紙1-1のとおり
- ③指定管理者候補者の選定と選定理由

【候補者】 株式会社青雲荘

【選定理由】民間経営ノウハウを活用した管理運営及び平等な施設利用促進が期待できる。

【意見】 特になし。

〇田代原野営場

- (1)事務局からの指定管理施設及び申請者の概要の説明
- ②採点・審議
 - ・別紙1-2のとおり
- ③指定管理者候補者の選定と選定理由

【候補者】 雲仙市

【選定理由】地元自治体の管理運営であり、安定的な管理運営が可能である。

【意見】 自然に関する知識を施設の維持管理に活かしてもらいたい。

- 〇高浜園地休憩施設
 - (1)事務局からの指定管理施設及び申請者の概要の説明
 - ②採点•審議
 - ・別紙1-3のとおり
 - ③指定管理者候補者の選定と選定理由

【候補者】 五島市

【選定理由】市の施設との一体的管理による安定的な運営が可能である。

【意見】 特になし。

〇頓泊園地休憩施設

- ①事務局からの指定管理施設及び申請者の概要の説明
- ②採点·審議
 - ・別紙1-4のとおり

③指定管理者候補者の選定と選定理由

【候補者】 五島市

【選定理由】市の施設との一体的管理による安定的な運営が可能である。

【意見】 特になし。

- 〇蛤浜園地休憩施設
 - ①事務局からの指定管理施設及び申請者の概要の説明
 - ②採点·審議
 - 別紙 1 5 のとおり
 - ③指定管理者候補者の選定と選定理由

【候補者】 新上五島町

【選定理由】町の施設との一体的管理による安定的な運営が可能である。

【意見】特になし。

- 〇大浜園地休憩施設
 - (1)事務局からの指定管理施設及び申請者の概要の説明
 - ②採点・審議
 - ・別紙1-6のとおり
 - ③指定管理者候補者の選定と選定理由

【候補者】 株式会社丸勝興産

【選定理由】民間経営ノウハウを活用した管理運営が期待できる。

【意見】事業執行について県の適切な指導をお願いしたい。

- ○金泉寺山小屋及び野営施設
 - (1)事務局からの指定管理施設及び申請者の概要の説明
 - ②採点 · 審議
 - 別紙1-7のとおり
 - ③指定管理者候補者の選定と選定理由

【候補者】 多良岳登山者山の会

【選定理由】周辺山岳地理等を熟知した団体ならではの利用者ニーズにあった管理 運営が期待できる。 【意 見】 特になし。